

宗像市渡船条例施行規則

平成15年4月1日

規則第118号

改正 平成17年3月25日規則第20号

平成19年6月27日規則第21号

平成20年3月31日規則第7号

平成22年3月31日規則第11号

平成23年9月29日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市渡船条例(平成15年宗像市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「第1種身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者程度等級表の次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 視覚障害の1級から3級まで及び4級の1

(2) 聴覚障害の2級及び3級

(3) 肢体不自由

ア 上肢の1級、2級の1及び2級の2

イ 下肢の1級、2級及び3級の1

ウ 体幹の1級から3級まで

エ 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

(ア) 上肢機能の1級及び2級

(イ) 移動機能の1級から3級まで

(4) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

ア 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害の1級、3級及び4級

イ ぼうこう又は直腸の機能障害の1級及び3級

ウ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の1級から4級まで

エ 肝臓の機能障害の1級から4級まで

- ( 5 ) 前各号の障害の種類を 2 以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの
- 2 この規則において「第 2 種身体障害者」とは、身体障害者福祉法第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める身体障害者程度等級表の次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- ( 1 ) 視覚障害の 4 級の 2、5 級及び 6 級
- ( 2 ) 聴覚、平衡機能障害又は音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害の 4 級及び 6 級
- ア 平衡機能障害の 3 級及び 5 級
- ( 3 ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害の 3 級及び 4 級
- ( 4 ) 肢体不自由
- ア 上肢の 2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級まで
- イ 下肢の 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級まで
- ウ 体幹の 5 級
- エ 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
- (ア) 上肢機能の 3 級から 6 級まで
- (イ) 移動機能の 4 級から 6 級まで
- ( 5 ) ぼうこう又は直腸の機能障害の 4 級
- 3 この規則において「第 1 種知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発見第 1 5 6 号）に定める療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が重度であるものをいう。
- 4 この規則において「第 2 種知的障害者」とは、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が重度以外であるものをいう。
- 5 この規則において「第 1 級精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級の 1 級であるものをいう。
- 6 この規則において「第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けている者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害等級の2級及び3級であるものをいう。

(平22規則11・一部改正)

(乗船券等の購入)

第3条 宗像市渡船を利用しようとする者(条例第5条の規定により運賃の免除を受ける者を除く。以下「渡船利用者」という。)は、乗船前又は貨物若しくは自動車の寄託時に乗船券、貨物寄託券又は自動車航送運賃券(以下「乗船券等」という。)を購入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則20・平20規則7・平23規則21・一部改正)

第4条 通勤のため常時乗船する者で通勤定期券を購入しようとするものは、通勤定期券購入申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する学校に在学し、通学のため常時乗船する者で通学定期券を購入しようとするものは、通学定期券購入申込書(様式第2号)に在学を証する書面を添えて提出しなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校

(2) 法第134条の規定により設置した各種学校で市長が認定したもの

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の保育所

3 団体旅客運賃による乗船券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める者が団体(一般・学生)割引乗船券購入申込書(様式第3号)を提出しなければならない。

(1) 一般団体旅客 代表者

(2) 学生団体旅客 学校等の長

(平23規則21・追加)

(乗船券等の転売禁止等)

第5条 渡船利用者は、乗船券等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 市長は、渡船利用者が乗船券等に記入されたとおりに利用しないときは、当該乗船券等を無効とする。

(平23規則21・旧第4条繰下)

(運賃の減免)

第6条 条例第5条の規定により、次に掲げる者は、運賃を免除する。

- ( 1 ) 1 歳未満の者
  - ( 2 ) 大人に同伴されて乗船する 1 歳以上 6 歳未満の者のうち大人 1 人について 1 人までのもの ( 団体旅客運賃の適用を受ける者を除く。 )
  - ( 3 ) 職務執行中の警察官並びに防災活動のために利用する消防職員及び消防団員
  - ( 4 ) 渡船事業の職務遂行上乘船する者
- 2 条例第 5 条の規定により、次に掲げる者は、運賃の半額を減額する。
- ( 1 ) 第 1 種身体障害者及びその介護者
  - ( 2 ) 第 2 種身体障害者で、片道 1 0 1 キロメートル以上を旅行するものと認められるもの
  - ( 3 ) 第 1 種知的障害者及びその介護者
  - ( 4 ) 第 2 種知的障害者で、片道 1 0 1 キロメートル以上を旅行するものと認められるもの
  - ( 5 ) 第 1 級精神障害者及びその介護者
  - ( 6 ) 第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者で、片道 1 0 1 キロメートル以上を旅行するものと認められるもの
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、条例第 5 条の規定により運賃を減額し、又は免除することができる。
- 4 前 2 項の規定により減額した運賃に 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。

( 平 1 7 規 則 2 0 ・ 平 1 9 規 則 2 1 ・ 平 2 0 規 則 7 ・ 平 2 2 規 則 1 1 ・ 一 部 改 正、  
平 2 3 規 則 2 1 ・ 旧 第 5 条 繰 下 ・ 一 部 改 正 )

( 雑 則 )

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

( 平 2 3 規 則 2 1 ・ 旧 第 6 条 繰 下 )

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平 成 1 7 年 3 月 2 5 日 規 則 第 2 0 号 ) 抄

( 施 行 期 日 )

1 この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 ( 平 成 1 9 年 6 月 2 7 日 規 則 第 2 1 号 )

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 29 日規則第 21 号）

この規則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 17 規則 20・旧様式第 11 号繰上、平 23 規則 21・一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平 17 規則 20・旧様式第 12 号繰上、平 23 規則 21・一部改正）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（平 23 規則 21・追加）